

へいせい ねん がつ にち ちょうかく しょうがい かた ほちょうき しょう

平成29年3月12日から、聴覚に障害がある方（補聴器を使用しても10

メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）が運転できる
自動車の種類が広がります。

あら うんてん じどうしゃ しゅるい
新たに運転できる自動車の種類

じゅうらい
【従来】

しゃりょうそうじゅうりょう
車両総重量

5トン

ふつうじどうしゃ
普通自動車
ふつうめんきよ
普通免許

しんせいど
【新制度】

しゃりょうそうじゅうりょう
車両総重量

3.5トン

7.5トン

ふつうじどうしゃ
普通自動車
ふつうめんきよ
普通免許

じゅんちゅうがたじどうしゃ
準中型自動車
じゅんちゅうがためんきよ
準中型免許

- ① 準中型免許を取得することで車両総重量7.5トンまでの自動車が運転できます。
- ② 平成29年3月11日までに普通免許を取得した方は、引き続き車両総重量5トンまでの自動車を運転できます。

※ 特定後写鏡を取り付けることと聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

※ 準中型自動車、普通自動車以外でも、保有する免許の種類に応じ、原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転することができます。

とくていこうしゃきょう
特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の取付け

じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ うんてん とき
準中型自動車と普通自動車を運転する時は、ワイドミラー又は補助ミラーを取り付けること
が必要
が必要です。

じょうようしゃ と つ
乗用車に取り付けるワイドミラーの例



ワイドミラーの例



取付け例

かもつしゃ と つ ほじょ
貨物車に取り付ける補助ミラーの例



補助ミラーの例



取付け例

ちょうかくしょうがいしゃひょうしき ひょうじ
聴覚障害者標識の表示

じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃ うんてん とき
準中型自動車と普通自動車を運転する時は、前と後ろの定められた位置に聴覚障害者標識
を付けることが
必要
が必要です。



※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転する時には、特定後写鏡を
取り付けることと聴覚障害者標識を付けることは必要ありません。

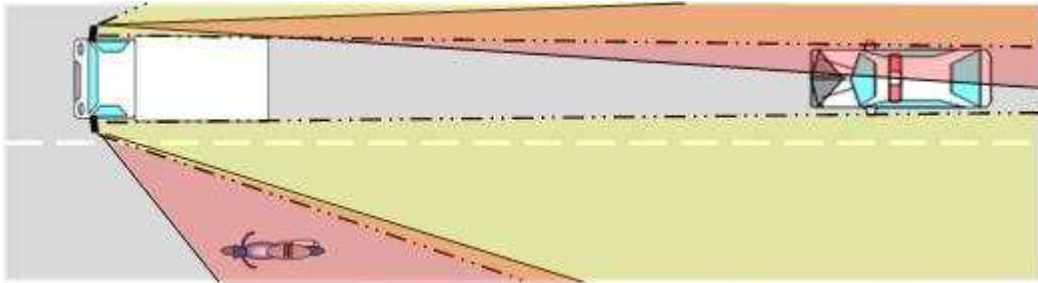
かもつじどうしゃ うし み じゆんちゆうがたじどうしゃなど うんてん と き ほじょ
貨物自動車などの後ろが見えない準 中 型 自動車等を運転する時には、補助ミ
 かつよう
ラーを活用しましょう。

補助ミラーとは

にもつ うし み かもつしゃ さゆう と つ
 荷物により後ろが見えない貨物車などの左右のサイドミラー（ドアミラー）に取り付けること
 で、自動車の後方の視界を確保することができる鏡のことで、

うんてんせきがわ ほじょ うちむ かくど つ じぶん くるま まうし しかい かくほ
 運転席側の補助ミラーは、**内向きに角度を付ける**ことで、自分の車の真後ろの視界を確保する
 ことができ、緊急車両などを発見し易くします。また、運転席と反対側の補助ミラーは、**外向き**
 かくど つ うんてんせき はんたいがわ なな こうほう しかい ひろ
に角度を付けることで、運転席と反対側の斜め後方の視界を広げ、サイドミラーの死角にいる自動
 にりんしゃ しやりよう はっけん やす
 二輪車などの車両などを発見し易くします。

※ げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゆじどうしゃ おおがたじどうにりんしゃ ふつうじどうにりんしゃ うんてん ほじょ
 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは、補助
 ミラーを取り付ける必要ありません。



サイドミラーで見える範囲

補助ミラーで見える範囲

補助ミラーの取付け方法と実際の見え方

ほじょ とりつ ほうほう じっさい み かた
 補助ミラーは、サイドミラーの角などに取り付けて、本来のサイドミラーの視界の妨げになら
 ないようにしましょう。

貨物車の運転席側に取り付けた補助ミラーの例



まうし きんきゆうしやりよう せつきんちゆう
 真後ろから緊急車両が接近中



サイドミラーでは緊急車両
 を確認できない。



補助ミラーでは真後ろの
 緊急車両を確認できる。

貨物車の運転席と反対側に取り付けた補助ミラーの例



しかく
 サイドミラーの死角にいる
 自動二輪車



じどうにりんしゃ
 サイドミラーでは自動二輪車
 を確認できない。



ほじょ しかく
 補助ミラーでは死角にいる
 自動二輪車を確認できる。